

諮問実施機関：知事（湖東健康福祉事務所保健福祉課）

諮問日：平成21年7月10日（諮問第5号）

答申日：平成22年3月2日（答申第5号）

事件名：本人に係る相談記録の一部訂正決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

本人に係る相談記録および相談受理票に記載された別紙に掲げる保有個人情報の訂正請求につき、滋賀県知事が異議申立人に対し行った不訂正決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 訂正請求

異議申立人は、平成00年00月00日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、滋賀県知事（以下「実施機関」という。）に対し、実施機関が平成00年00月00日付け滋東振保福第000号で行った本人に係る相談記録および相談受理票（以下「本件相談記録」という。）に関する一部開示決定により開示された保有個人情報について、28箇所の訂正請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、訂正請求のあった28箇所の保有個人情報のうち、5箇所については訂正請求を認めたものの、残りの23箇所のうち22箇所の全部および1箇所の一部については訂正請求を認めず、これらの保有個人情報について条例第31条第1項の規定により一部訂正決定（以下「本件一部訂正決定」という。）を行い、その旨を平成00年00月00日付け滋東健福第00号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件一部訂正決定を不服として、不訂正部分の8箇所について、平成00年00月00日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

異議申立ての内容は以下のとおりである。

	対象文書に記載されている内容	請求のあった訂正内容
ア	5月頃からおいがすと感じていた。	5月頃から低周波、7月からおいがすと感じていた。
イ	8月に市役所の生活環境課から検査に来てもらった。	6月・7月に市役所の生活環境課から検査に来てもらった。

ウ	夫が「行こうと」やや強くせまると	夫が「行こうと」妻の腕をつかみやや強くせまると
エ	なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、夫のメガネがとんだり、	夫の手を振り払おうともみ合った時、私の手が夫のメガネにひっかかり、夫のメガネがとんだり、
オ	足でけったりする。	夫からのがれようと、足でけったりする。
カ	約30分後	約10分後
キ	父が肝硬変のため47歳で亡くなったから、	父が肝硬変のため49歳で亡くなったから、
ク	来月は月当番で	来月から、毎月当番で

4 実施機関の異議申立てに対する対応

実施機関は、異議申立てに対し平成00年00月00日付けで当審議会に諮問を行い、当審議会の求めに応じて理由説明書を提出したが、その中で前記3の表中ア、イ、キおよびクについては、異議申立人が新たな資料を提出したので、訂正を認めることを明らかにした。従って、前記3の表中ウ、エ、オおよびカについて、以下判断する。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が異議を申し立てた8箇所の不訂正決定のうち、実施機関がなお訂正を認めていない別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の4箇所の不訂正決定を取り消し、本件対象保有個人情報を前記第2、3の表中ウ、エ、オおよびカの「請求のあった訂正内容」に訂正することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報 「夫が『行こうと』やや強くせまると」について

相談記録の記載のままだと、夫が異議申立人に強くせまったということだが、実際は夫の方から先に異議申立人の腕をつかんで、あざが残るくらい強く引っ張ったという状況であり、異議申立人の置かれていた状況が正確に記載されておらず、異議申立人の評価に大きな影響があるので、「妻の腕をつかみ」を追加し、「夫が『行こうと』妻の腕をつかみやや強くせまると」に訂正すべきである。

(2) 本件対象保有個人情報 「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、夫のメガネがとんだり、」について

相談記録の記載のままだと、異議申立人が暴力をふるったという印象しか受け取れない。しかし、実際には夫に引っ張られたから自己防衛で振り払ったところ、た

また夫のメガネがとんだという状況であり、異議申立人の評価に大きな影響があるので、「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、」を「夫の手を振り払おうともみ合った時、私の手が夫のメガネにひっかかり、」に訂正すべきである。

(3) 本件対象保有個人情報 「足でけったりする。」について

相談記録の記載のままだと、異議申立人が暴力をふるったという印象しか受け取れない。しかし、実際には夫に引っ張られたから自己防衛のために、夫からのがれようと夫の膝下のあたりを一回蹴ったという状況であり、異議申立人の置かれていた状況が正確に記載されておらず、異議申立人の評価に大きな影響があるので、「夫からのがれようと、」を追加し、「夫からのがれようと、足でけったりする。」に訂正すべきである。

(4) 本件対象保有個人情報 「約30分後」について

警察署の警察官が到着したのは、110番通報から約30分後となっているが、保健師に110番してほしいと言ったら、パトカーがすぐに飛んできたので、約30分ではなく約10分ぐらいの感じである。従って、「約30分後」を「約10分後」に訂正すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象保有個人情報 「夫が『行こうと』やや強くせまると」について

異議申立人が訂正を求める部分は、詳細な状況説明を加筆しているだけであって、記載事実そのものには変わりはないため、訂正をしなかった。当日立ち会った保健師や職員に確認しても、夫が「妻の腕をつかんだ」という事実は確認できなかった。

2 本件対象保有個人情報 「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、夫のメガネがとんだり、」について

異議申立人が夫の手を振り払おうとした際に手にひっかって夫のメガネがとんだ状況を説明しているものであって、確かに手を振り払おうとした時にメガネがとんだということはあったかもしれないが、それ以前に異議申立人がなぐりかかったりゲンコツでたたいたりしたこと自体を否定するに足る証明資料の提出がないため、訂正をしなかった。

3 本件対象保有個人情報 「足でけったりする。」について

異議申立人が訂正を求める部分は、詳細な状況説明を加筆しているだけであって、記載事実そのものには変わりはないため、訂正をしなかった。当日立ち会った保健師や職員に確認しても、「夫からのがれようと、足でけったりする。」という事実は確認できなかった。

4 本件対象保有個人情報 「約30分後」について

約30分後に 警察署の警察官がかけつけた点について、約10分後に訂正を求めて

いることについて、あくまでも「約」であり、30分はかかっていなかったにしても、10分ということではなく、提出のあった証拠書類をもって事実関係が明確でないため、訂正をしなかった。

第5 審議会の判断

1 審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するために、条例第28条第1項で、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等）の内容が事実でないとき、当該保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めている。

訂正請求があった場合、条例第30条で、「実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と定めている。

条例で定めている訂正請求制度は、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるので、訂正請求は実施機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものでない。訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばないものであると解釈運用されている。

このような観点から、以下判断する。

(2) 本件対象保有個人情報について

ア 本件対象保有個人情報は、保健所の保健師が、異議申立人や行政機関等からの苦情相談に対応するために、平成00年00月00日から平成00年00月00日までの相談の内容、対応の経過等の要点を、保健師の記憶をもとに簡潔に記録した本件相談記録に記載された情報であり、平成00年00月00日付け滋東振保福第000号による一部開示決定により開示した本人に係る保有個人情報である。

イ 本件対象保有個人情報は、保健所が異議申立人の相談に対応する過程で、平成00年00月00日に、異議申立人の自宅において、異議申立人に対し、異議申立人の夫が病院に入院するよう説得した時の状況を記載した情報であり、「事実」に係るものと認められる。

ウ 本件対象保有個人情報、およびについては、異議申立人の姉、保健所の職員および警察官がいる中で、異議申立人の夫と異議申立人との押し問答の中で起こった出来事の情報である。また、本件対象保有個人情報については、押し問答の最中に、異議申立人が保健師に110番通報を依頼し、パトカーが異議申立人

の自宅に到着するまでの時間についての記載である。なお、これらを証明する客観的な資料は存在しない。

(3) 訂正請求について

ア 本件対象保有個人情報 「夫が『行こうと』やや強くせまると」について

異議申立人は、夫が異議申立人の腕をつかんで、あざが残るくらい強く引っ張ったので、「妻の腕をつかみ」を追加し、「夫が『行こうと』妻の腕をつかみややや強くせまると」に訂正すべきであると主張し、異議申立人の姉、息子および異議申立人本人の申し立て書を事実を証明する資料として提出しているが、実施機関は、異議申立人が追加を求める部分は、詳細な状況説明を加筆しているだけであって、記載事実そのものには変わりはないため、訂正をしなかったと主張している。

異議申立人が事実を証明する資料として提出した姉、息子および本人の申し立て書については、異議申立人の主張する内容が事実に合致していることを証明するために必要な相当程度の資料とは認められず、その他に当該主張内容が事実に合致すると判断できる客観的な資料もない。

従って、異議申立人の主張する内容が事実に合致するとは認められないので、当該訂正請求に理由があるとは認められない。

イ 本件対象保有個人情報 「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、夫のメガネがとんだり、」について

異議申立人は、夫に引っ張られたから自己防衛で振り払ったところ、たまたま夫のメガネがとんだという状況であるので、「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、」を「夫の手を振り払おうともみ合った時、私の手が夫のメガネにひっかかり、」に訂正すべきでありと主張し、異議申立人の姉、息子および異議申立人本人の申し立て書を事実を証明する資料として提出しているが、実施機関は、異議申立人がなぐりかかったりゲンコツでたたいたりしたこと自体を否定するに足りる証明資料の提出がないため、訂正をしなかったと主張している。

異議申立人が事実を証明する資料として提出した姉、息子および本人の申し立て書については、実施機関の記載した個人情報が事実でないことを証明するために必要な相当程度の資料とは認められず、その他に当該記載部分を訂正する必要があると判断できる客観的な資料もない。

従って、当該記載部分が事実ではないと認められないので、当該訂正請求に理由があるとは認められない。

ウ 本件対象保有個人情報 「足でけったりする。」について

異議申立人は、夫に引っ張られたから自己防衛のために、夫からのがれようと夫の膝下のあたりを一回蹴ったので、「夫からのがれようと、」を追加し、「夫からのがれようと、足でけったりする。」に訂正すべきであると主張し、異議申

立人の姉、息子および異議申立人本人の申し立て書を事実を証明する資料として提出しているが、実施機関は、異議申立人が追加を求める部分は、詳細な状況説明を加筆しているだけであって、記載事実そのものには変わりはないため、訂正をしなかったと主張している。

異議申立人が追加を求めている「夫からのがれようと、」という記載内容は、異議申立人の内面に関する記述であり、条例第28条第1項の事実に関する訂正請求の対象にはならないとの考え方もあり得るが、このような情報は訂正請求の対象となりうるとの考え方を採用して、当審議会は次のように判断する。

異議申立人が事実を証明する資料として提出した姉、息子および本人の申し立て書については、異議申立人の主張する内容が事実に合致していることを証明するために必要な相当程度の資料とは認められず、その他に当該主張内容が事実に合致すると判断できる客観的な資料もない。

従って、異議申立人の主張する内容が事実に合致するとは認められないので、当該訂正請求に理由があるとは認められない。

エ 本件対象保有個人情報 「約30分後」について

異議申立人は、警察署の警察官が到着したのは、110番通報から約30分後となっているが、パトカーがすぐに飛んできたので、「約30分後」を「約10分後」に訂正すべきであると主張し、異議申立人の息子および異議申立人本人の申し立て書、異議申立人が作成した記録等を事実を証明する資料として提出しているが、実施機関は、提出のあった証拠書類をもっても事実関係が明確でないため、訂正をしなかったと主張している。

異議申立人は、「約10分後」に訂正すべきであると主張し、その内容が事実に合致することを証明する資料として、息子および本人の申し立て書、本人が作成した記録、息子の携帯電話の料金内訳書およびJRの時刻表等を提出しているが、これらの資料は、「約10分後」であったということを証明するために必要な相当程度の資料とは認められず、その他に当該記載部分を訂正する必要があると判断できる客観的な資料もない。「約30分後」という記載が正確であるか否かについては疑問の余地もあるが、客観的資料がない以上、現段階で正確な数値を算定することは不可能であり、訂正に応じないという実施機関の説明はこれを受け入れざるを得ない。

従って、当該記載部分が事実ではないと認められないので、当該訂正請求に理由があるとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報は保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報の訂正請求につき不訂正とした決定については、妥当であると判断する。

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

2 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成21年7月10日	・実施機関から諮問を受けた。
平成21年8月18日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年9月2日 (第51回審議会)	・実施機関から保有個人情報不訂正決定理由等について口頭説明を受けた。
平成21年9月14日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成21年9月28日 (第52回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・諮問案件の審議を行った。
平成22年2月25日 (第56回審議会)	・諮問案件の審議を行った。

【別紙】

「夫が『行こうと』やや強くせまると」

「なぐりかかる。何度もゲンコツでたたき、夫のメガネがとんだり、」

「足でけったりする。」

「約30分後」